

○角田市建設工事等の契約に関する暴力団排除措置要綱

平成20年10月22日角田市告示第99号

改正

平成25年3月29日告示第54号

角田市建設工事等の契約に関する暴力団排除措置要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、角田市（以下「市」という。）が発注する建設工事等の契約の適正な履行を確保するため、建設工事等から暴力団を排除する措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき発注する工事又は製造の請負、物件の買入れその他の業務をいう。
- (2) 有資格業者 市の建設工事等の競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団員等 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 暴力団員
  - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ウ 法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちにア又はイのいずれかに該当する者があるもの
- (6) 暴力団関係者 暴力団又は暴力団員に協力し、若しくは関与する等これらと関わりを持つ者であるとして、関係機関から通報があった者又は関係機関が確認した者をいう。
- (7) 不当介入 市が発注する建設工事等の受注者に対して行われる当該建設工事等の契約の履行に関する不当要求及び妨害をいう。

(指名除外の措置)

**第3条** 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格

業者を指名から除外（以下「指名除外」という。）するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により有資格業者のうち共同企業体を指名除外するときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名除外について責めを負わないと認められる者を除く。）についても、当該共同企業体の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名除外するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により有資格業者に対して指名除外する場合において、当該有資格業者を構成員とする共同企業体があるときは、当該共同企業体についても、当該構成員の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名除外するものとする。

（指名除外の決定）

**第4条** 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件に該当することを知ったときは、速やかに角田市請負業者選定委員会の審議を経て、指名除外の可否及びその期間を決定するものとする。

（指名除外の通知）

**第5条** 市長は、前条の規定により指名除外の措置を決定したときは、指名除外の理由及び指名除外の期間を当該有資格業者に通知するものとする。

（一般競争入札からの排除）

**第6条** 市長は、建設工事等の一般競争入札を行うにあたり、第3条第1項の規定による指名除外の措置を受けた有資格業者（以下「指名除外者」という。）の入札参加資格を認めてはならない。

- 2 市長は、入札参加資格を認めた者が開札期日までに第3条第1項の指名除外の措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消すものとする。
- 3 市長は、落札者が契約締結までの間に第3条第1項の指名除外の措置を受けたときは、当該契約を締結しないものとする。
- 4 前3項の規定による措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。
- 5 第2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、指名除外者に通知するものとする。

（指名競争入札からの排除）

**第7条** 市長は、建設工事等の指名競争入札を行うに当たり、指名除外者を指名してはならない。

- 2 指名除外者を現に指名しているときは、当該指名除外者の指名を取り消すものとする。
- 3 前条第3項から第5項までの規定は、指名競争入札からの排除についても適用する。（随意契約の相手方の制限）

**第8条** 市長は、指名除外者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

**第9条** 市長は、指名除外者が、指名除外の期間中市が発注する建設工事等の下請負人（1次及び2次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。）となることを認めないものとする。

2 市長は、建設工事等の受注者が指名除外者を下請負人又は再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めることができるものとする。

3 前2項の規定は、指名除外者を構成員とする特定建設工事共同企業体についても適用する。

(契約の解除)

**第10条** 市長は、受注者が別表の措置要件に該当すると認められる場合には、当該契約の解除ができるものとする。

(不当介入に対する措置)

**第11条** 建設工事等の受注者は、当該建設工事等に対して暴力団員等及び暴力団関係者による不当介入を受けたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の受注者から報告を受けたときは、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うよう当該受注者に指導するものとする。

3 市長は、受注者の下請負人等が、暴力団員等及び暴力団関係者による不当介入を受けたときは、当該下請負人等は当該発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うよう当該受注者に指導を求めるものとする。

4 市長は、受注者又は下請負人等が不当介入を受け、建設工事等の契約の履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、工程の調整、工期の延長等必要な措置を講じるものとする。

5 市長は、受注者が暴力団員等による不当介入を受けたときにおいて、市長への報告を怠ったことが確認されたときは、当該確認の日から6か月の範囲内で指名除外の措置を行うものとする。

(関係機関との連携)

**第12条** 市長は、この要綱に基づく措置を実効性のあるものにするため、関係機関との連携の確保に努めるものとする。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、暴力団の排除の措置に関し、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年11月1日から施行する。

(有資格業者に対する指名停止に関する要綱の一部改正)

2 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成7年角田市告示第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「指名停止に関し」の次に「、別に定めるもののほか」を加える。

## 附 則（平成25年3月29日角田市告示第54号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

措置要件	指名除外期間
1 有資格業者の役員等が暴力団員等であるとき又は暴力団員等が経営に事実上参加していると認められるとき。	認定の日から24か月
2 有資格業者、有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者の威力を利用する等していたと認められるとき。	認定の日から24か月
3 有資格業者、有資格業者の役員等が、暴力団員等、暴力団員等関係者又はこれらの者が経営若しくは運営に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	認定の日から24か月
4 有資格業者、有資格業者の役員等が、暴力団員等又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	認定の日から24か月
5 有資格業者、有資格業者の役員等が、暴力団員等又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用する等していると認められるとき。	認定の日から24か月